# 平成28年度第1回 滋賀県大規模小売店舗立地審議会

日 時 平成28年(2016年)6月15日(水) 9時30分~12時05分

場 所 滋賀県庁北新館 3階中会議室

### 議 事 次 第

- 1. 開会
- 2. 議題

大規模小売店舗立地法に基づく届出に係る審議について

(仮称) ラ・ムー守山店 (法第5条第1項 新設)エイスクエア (法第6条第2項 変更)(仮称) ドラッグコスモス豊郷店 (法第5条第1項 新設)

- 3. その他
- 4. 閉会

〔午前 9時28分 開会〕

1 開 会(挨拶 記録省略)

#### 2 議 題

- (1) 大規模小売店舗立地法に基づく届出に係る審議について (事務局説明 記録省略)
- ○会長:はい、ありがとうございました。それでは、ここまでの説明で、何か質問等ございますでしょうか。はい、どうぞ。
- ○委員:今、写真を見せていただいた限りは、普通の住宅で2階建てぐらいだったのですが、このあたりは、高層住宅はないのでしょうか。
- ○事務局:ドラックコスモスでよろしいですか。
- ○委員: すべてです。
- ○事務局:現地の状況は、まずラ・ムー守山店とドラッグコスモスに関しましては周辺に高層のマンションとかが建っているところではございません。エイスクエアにつきましては住宅ではないのですが、届出図面の3-3にあるのですけれども、敷地の北東側につきましては高校が立地しているような環境となっておりまして、他周辺は住居が1階、2階の住居が多く立地しているところとなっております。
- ○会長:よろしいでしょうか。はい。他はございませんでしょうか。

(仮称) ラ・ムー守山店 (法第5条第1項 新設)

○会長:本日はお疲れさまです。ありがとうございます。

それでは、(仮称) ラ・ムー守山店の新設届出について、周辺地域の生活環境への影響と配慮事項を中心に、10分程度で説明をお願いしたいと思います。

それでは、よろしくお願いします。

○設置者:それでは、届出の資料をもとに説明させていただきます。

まず、騒音の配慮事項について御説明いたします。図―5の方を御覧ください。等価騒音は大文字のAからG、夜間最大値につきましては小文字のaからfで予測を行っております。このうち、予測地点bにつきましては、図面を見ていただくと分かりますように、室外機が集中して配置されております。赤丸で示しているのが空調と冷凍の室外機、緑色で示しているのが換気扇の室外機となっております。これらはすべて屋上に集中して配置しておりますので、壁で囲うようにしております。図面5の水色で示しているのが壁ですけれども、景観の方も配慮しまして、2メートルの壁で囲う計画をしております。

それから、図面南の方の駐車場は夜間閉鎖いたします。出入口③の市道側の出入口につきましては、夜間の10時から朝の9時までは閉鎖をします。ですので、予測地点cとfにつきましては、夜間の車両の走行はないという状況になっております。そして、aとcとbについては、来客の車両走行音で基準値を超えるという結果が出ておりますので、これらについてはすべて遮音壁を立てる計画としておりまして、遮音壁の高さとか素材とか色につきましては、プライバシーの面も配慮しまして、住民の方と何回も打ち合わせさせていただきまして決定しているという状況でございます。

次に、景観についての配慮事項を御説明いたします。図面6の立面図を御覧ください。 正面と西側の店舗の名称ですとか、マークが入っている部分というのはピンク色ですけれど、その他のところはベージュ色というふうになっておりまして、こちらのピンクのサイドは4で、ベージュのサイドは1という色合いになっています。守山市の景観法に基づく届出もしております。

次に、住民の方から意見がありました交通対策について、住民の方からは、市道側の 出入口をあまり使わないでほしいという意見と、それから図面の3の東の方の市道下之 郷・播磨田線が通学路に指定されておりますことから、こちらの方もなるべく使わない でほしいという意見がございました。

この出入口③の封鎖について、こちらを封鎖しますと、利用方法としましては、実際は県道の交通量調査を行っている交差点を曲がらずに入るということになるので、利用の方は手前の別の交差点ですとか、交通量調査を行った交差点を過ぎた交差点から入ってきて、この周りは割と細い市道がありますので、その中をずっと回ってくるという形になってしまいますので、かえって交通渋滞を招くのではないかという話をさせていた

だきました。100%ではないのですけど、大分理解はいただけてきているのではないかという状況でございます。

そのため、出入口③は使うという前提で、なるべく右折をしない。通学路の方を使わないということに関しましては、出入口③には左折を誘導する看板を設置してございます。それから、視覚的にスピードを軽減するためのイメージハンプというものを付けておりますし、安全対策のために、カーブミラーも設置しております。それから、先ほど言いましたように朝の通学時間帯は使わないように、9時までは閉鎖をいたします。

あと、店舗外にはなるのですが、出入口③、図面で言うと北東側のところが従業員駐車場になっていまして、そちらの道路側は、2メーターほどセットバックしまして少し幅をもたせるような形にしております。それと、この市道下之郷・播磨田線と播磨田・矢島線の交差点付近には、通行はご遠慮くださいという看板を設置する計画もございます。

それから、交通誘導員に関しましては、オープン時は当然混みますので、2週間程度は複数の交通誘導員をつけるという計画をしていますが、徐々に減らしていきまして、基本的に常時はつけないという計画です。といいますのは、やはり県道の方をメインに使うだろうと、出入口③を左折で出て県道の方に出られる方はいると思うのです。右折で出られるというのは地元の方が多いであろうということで、それほど交通量はないんじゃないかと、今のところ見ております。あとは、オープン後に状況を見まして、どうしても交通誘導が必要なほど混むという状況であれば、また誘導員の設置も検討します。

次に、24時間営業に対する防犯ですけども、住民さんから24時間営業をあまりしてほしくないという意見がありました。その内容をお聞きしますと、夜間ここで未成年の不良がたむろしたり、騒いだり、何か犯罪につながるんじゃないかとか、子供の教育上心配であるという意見が多くございました。

それらについては、一つ一つ対応していく方針でございます。夜は、5人ほどの従業 員が商品の陳列をしながらお店に常時いるという状況になってございますので、定期的 に駐車場は見回りをします。複合店舗のように広い駐車場ではございませんので、十分 見回り切れるという状況だと思いますので、もしそこに未成年の方がたむろしていると か騒いでいるとかいう状況がありましたら、従業員が注意するなり、もし手に負えない 状況でしたら、警察に連絡して対応するということを考えております。 あと、住民の方から要望がありまして、防犯カメラも設置する予定としていまして、 今日お配りした図面の中で、4か所、防犯カメラも設置する予定としております。 以上で、配慮事項についての説明を終わります。

○会長:はい、ありがとうございました。

それでは、質疑応答に移りたいと思いますけども、(仮称) ラ・ムー守山店に関する 質問は、すべてこの場でお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

いかがでしょうか。

はい、どうぞ。

- ○委員:いただいた資料の11ページですけれども、廃棄物の排出量の予測ですが、こちらの方の一部、計算が違うんじゃないかということがございますので、もう一度確認いただきたいです。私の方で計算いたしましたら、容量そのものには問題はありませんが、正式な書類ですので、修正をお願いします。ガラスとプラスチックのあたりが違うかと思いますので、御確認ください。
- ○設置者:届出書ですか。
- ○会長:届出書の11ページですかね。
- ○設置者:申し訳ございません。
- ○会長:ガラスとプラスチックのところが、どういうふうに間違っているのですか。
- ○設置者:単純な計算ミスですかね。
- ○会長:計算ミスですか。
- ○委員:計算というか、廃棄物の見かけ比重だけちょっとおかしいです。もう一度御確認 ください。
- ○設置者:確認させてください。
- ○会長: じゃ、そこはチェックいただいて、また修正いただきたいと思います。よろしく お願いします。

他、ございませんでしょうか。 はい、どうぞ。

○委員:直接関係がないのかも分かりませんが、ちょっと教えていただきたいのです。ラ・ムーさんというのは24時間営業を一つの売りにしているということで、今、店舗展開をされている中で、24時間営業はしていないという店はございますか。それが1点。

それから、滋賀県では今3店目か、4店目ですか。

- ○設置者:今回、3店目です。
- ○委員: 3店目ですか。それでは、他の2店で、24時間営業によって今までどんな問題があり、どういうふうに解決されてきたのか。その2点、教えていただきたい。
- ○設置者:かしこまりました。

24時間営業に関しましては、このラ・ムーというタイプは、私どもで言うと大型店に当たりますけれども、こちらに関しては、基本24時間でさせていただいています。できないケースというのは、行政上の指定地域として例えば堺市、それから京都府下も2店舗ございます。八幡店、精華店の2店舗に関しては、京都府様の方で24時間に関して認めていただいていない。それから、堺市に関しても、条例で地域によって24時間の指定ができない地域、こういうお店に関して24時間はしておりません。

ですので、当然、行政の御指示、それから地域との融合等を図った上で、基本的には 24時間営業というのを私どもはさせていただいております。

それから、問題に関して、滋賀県では今回、弊社は3店舗目でございます。草津店で開業後間もなくだったのですけども、駐車場でスケートボードをされた子たちがおられたということで、深夜、うるさいという御指摘が近隣の方からありました。どういうことかと言いますと、あそこは駐車場台数が約400台。私ども以外にも小売店や飲食店が入っているということで、当初、24時間は弊社だけだったのですが、駐車場の場内規制というのを全くしていなかったのです。弊社の前であれば、私どもは気づいていたのですけれども、駐車場が広いあまりに、私どもの目の届いてないところでそれをされて、近隣の方から苦情があったということです。

私どもの対応としては、駐車場の場内規制をしました。私どもの店舗の前だけを24時間対応するということで、あとは、定期的な夜間巡回も強化いたしました。その後、その問題は解決しておりまして、24時間に関して、その後クレームということは発生していません。

雄琴店に関しては、ちょうど1年になりますけれども、苦情という形では出ておりません。

以上でございます。

○会長:はい。

よろしいでしょうか。

○委員:はい。もう一つだけ、すみません。

ちょっと私、他の2店舗に行ったことがないので、大変申し訳ないのですが、食料品とか雑貨ということですけども、24時間営業して、この図面を見ますと、たこ焼きとかべーカリーという場所が書いてありますね。それも全部24時間営業されているのですか。

○設置者:たこ焼きは日中だけでございます。10時ぐらいから夕方の6時ぐらいまで。 ベーカリーは店内で調理をしているので、店内では早朝から焼きまして、店内で陳列を するということで、ベーカリーは24時間販売させていただいております。

私どもは純粋な食品スーパーですので、雑貨というのは基本置いてないのです。肉・ 魚・野菜・お惣菜と。若干、キッチン洗剤とかというのは扱っていますけれども、生鮮 品を扱う食品スーパーでございます。

- ○委員:取扱品としては、生鮮がほとんどと考えていい訳ですか。
- ○設置者:はい。店内で調理をしておりまして、たこ焼きのところも、基本はお持ち帰りを主としていますので、店内には椅子・テーブルは一切ございません。
- ○委員:そうすると、商品の搬入というのは、かなり頻度が高いということですか。
- ○設置者:1日当たりで、多分10から15ぐらいの間なんですが、6時からですけれども、分散して搬入はしております。ですから、10台から15台の間ぐらい、届出どおりの数字で。
- ○委員:いけるということですね。
- ○設置者:そうです、はい。
- ○会長:はい。

よろしいでしょうか。

他、ございませんでしょうか。

はい、どうぞ。

○委員: 先ほどの御説明のときに、出入口③の利用に関して、夜間閉鎖することによって、住民に理解いただいている途中というか、完全には理解されていないというようなニュアンスでの御説明だったかと思うのですけれど、そういう反対される意見がある中で、今後、どのようにそれに対応していこうと思われているのでしょうか。

○設置者:では、私の方で。

住民の方々とは5回、地元説明会をしておりまして、いろんな御意見をいただきます。 この出入口③の前の住民の方は、目の前で車が行き来することに関しては困るから、閉 じてくださいという御意見です。その方に関しては、申し訳なかったのですけれども、 御理解はいただけなかったです。

ただ、閉じてしまうと、町内の細い道に車が分散してしまうので、大半の方は、出入口③は必要だという御理解をいただいたのですが、全員の方に御納得いただくという結論には至らなかったということでございます。

- ○委員:そういたしますと、今後も苦情なりとかが入ってくる可能性はあるかなと思うのですけど、それに対しては、どのように対応されるのかと思ったのですけど。
- ○設置者:住民説明会でもお約束はしているのですけれども、一番問題が起こるのは、開業後だというふうに判断しております、交通量もそうですし、安全面に対しても。ですので、開業後も引き続き、私、本社側や現場店長で住民の方々との説明会は都度させていただきますというお約束はさせていただいています。
- ○委員:分かりました。
- ○会長:よろしいですか。
- ○委員:はい。
- ○会長:どうぞ。
- ○委員:同じく出入口③のことについてですけれども、通学時間を避けて9時までは閉鎖するということを説明していただいたのですが、下校時間というのはある程度分散されるとは思うのですけれども、例えばガードマンは最初の1週間か2週間以外はつけない方向でいきますという説明だったと思うのです。下校時間も結構危ないというか、そういうことはあると思うし、例えばガードマンを常時つけるとか、そういう計画はないのでしょうか。
- ○設置者:これも状況次第というふうに判断しておりますので、私どもは基本、出入口③ は左折誘導でお客様に出入りしていただきたいと。実際に右折される方は、播磨田町の 地域の方であるだろうというふうに判断しているのです。ですので、実際に右折で通学 路の交差点の方に行く車の台数も踏まえて、開業後の状況で検討させていただきたいと いうふうに考えています。

○委員:はい、分かりました。

○会長:他、ございませんでしょうか。

私の方も、委員の御意見にも関連するのですけども、そもそもこのお店が住居地域の中にできているということがありますし、しかも24時間営業ということ、また通学路も指定されているということで、いろいろと地元としても心配事があるというのはよくわかると思います。

地元の方も意見が分かれているところもあるということですので、お願いですけれども、実態調査を適切な時期に行ってほしいと。住民の説明会で説明したとおり、実際の状況がそうなっているかどうかといったことを、やはりちゃんと実態調査を行って、その上でまた住民の方からもヒアリングをして、問題がないか、そういうのも聞き取っていただいて、適切な対応策を打つようにお願いできないでしょうか。

いかがでしょうか。

○設置者:可能ですので、かしこまりました。

申しましたように、住民の方々との話し合いに関しては、開業後も真摯にやりたいというふうには考えております。

○会長:はい。

それで、問題があれば、また交通整理員等も適切に、開業時のみならず、その後も必要があれば配置するということでよろしいですね。

- ○設置者:はい。繁忙時に関しては、当然、来客数も増えますので、それは適宜判断させていただきたいと考えています。
- ○会長:はい。

それから、騒音についても夜間最大値が超過する地点があるということがありますので、アイドリングストップとか、場内徐行運転とか、そういったことも励行してもらうように促していただきたいということでお願いします。よろしいでしょうか。

- ○設置者:はい。
- ○会長:他、御意見、ございますでしょうか。

それでは、他に質問がないようでしたら、建物設置者の方には御退席いただければと 思います。

どうもありがとうございました。

○設置者:ありがとうございました。よろしくお願いします。

エイスクエア (法第6条第2項 変更)

○会長: それでは、続きまして、エイスクエアの建物設置者からの説明をお願いできれば と思います。

本日はお疲れさまです。

それでは、エイスクエアの変更届出について、周辺地域の生活環境への影響と配慮事項を中心に、10分程度で説明をお願いできればと思います。

○設置者:早速ですけども、説明をさせていただきます。

まず私の方からは、リニューアルの内容と大まかなスケジュールについて御説明させていただきます。

変更内容につきましては、別の者からの説明とさせていただきます。

まず、お手元にお配りいたしましたパース図を御覧いただけますでしょうか。そのパース図に基づいて御説明させていただきます。

まず、中央手前にございます1番、(仮称)立体駐車場という建物を、新しく建築しております。こちらは8月下旬の完成予定となっておりまして、1階が店舗(飲食店・物販)、2階、3階、屋上階が駐車場となります。こちらの駐車台数は310台を計画しております。

続きまして、左手上部アル・プラザの前の2番、(仮称)セントラルビレッジ棟という建物になります。こちらにつきましても既に建築中でございまして、8月下旬の完成予定となります。こちらはすべて平屋建てとなりまして、すべて飲食店舗の予定でございます。

続きまして、中央にございます3番、ディオワールド草津店、こちらにつきましては、店舗正面と現在の外売り場、図で言いますと、奥側ですけども、そちらの方に屋根を設置する増築工事を行います。こちらは現在の予定では、9月中旬から工事を開始いたしまして、来年平成29年3月末ごろの完成予定となっております。

次に、4番、左手前の(仮称)エントランス棟になりますけども、こちらは既存の平 屋の建物を解体いたします。そして、新たに2階建てに建て直す計画となっております。 解体工事につきましては、ことしの9月中旬ごろから行いまして、来年の平成29年6 月ごろの完成予定となっております。

主なリニューアル内容、スケジュールにつきましては、以上となります。

○設置者:次に届出内容について御説明をさせていただきます。

まず、建物設置者ですが、綾羽株式会社他1社でございます。

所在地につきましては記載のとおりでございますが、草津市西渋川一丁目23番1号。 用途地域は、商業地域他近隣商業地域となっております。

続きまして、小売業者ですが、82社ございます。

続いて、変更年月日について、本計画におきましては、施設の配置に関する事項および施設の運営方法に関する事項ともに、平成28年8月26日予定としております。

続きまして、変更内容について御説明をいたします。本計画におきましては、施設の 配置として駐車場および駐輪場、荷さばき施設、廃棄物等保管施設の位置等の変更を計 画しております。

まず、駐車場の位置。台数については変更前後において変わりはございません。今回、 リニューアルに伴いまして立体駐車場等の駐車場310台を含めて、変更前後で台数が 変わらないような再配置をする計画としております。合計の台数については2,953台 でございます。続きまして、駐輪場の位置。こちらも駐車場同様に台数の変更はござい ません。合計で、施設全体1,439台を確保いたします。

なお、今回の計画におきましては、図面とあわせて御確認いただきたいと思いますが、 SARAエントランス棟西駐輪場および立体駐車場棟西駐輪場の2か所を新設する計画 でございます。その他、配置図面の中で南エリアの中央部分に記載がございますけれど も、アル・プラザ棟としております東側、こちらに別途一部併設施設用の駐輪場を確保 する計画でございます。

続きまして、荷さばき施設の位置および面積。今回、記載の荷さばき施設につきまして、番号で言いますと、⑦番と⑧番、こちらの2か所を新設する計画でございます。その他、①番から⑥番まで位置および容量等の変更はございません。荷さばき施設の⑦番としておりますのが、図面の南エリアのうち右側、駐車場棟のところに附帯する施設でございます。また、荷さばき施設⑧番につきましては、同様に南エリアの右側、SARAエントランス棟としております、こちらに附帯をする施設でございます。

続きまして、廃棄物等の保管施設の位置および容量について。こちらも荷さばき施設と同様に2か所、⑨番と⑩番について新設を行う計画でございます。⑨番が駐車場棟、 ⑩番がSARAエントランス棟に附帯する施設でございます。

続きまして、施設の運営方法に関する事項の変更に移らせていただきます。

まず、小売業を行う者の開店時刻および閉店時刻について。こちらの営業時間につきましては、今回新設いたします立体駐車場棟とSARAエントランス棟について、それぞれ物販区画の営業時間の届出を行います。ともに営業時間は午前7時から午後10時の範囲内での計画としております。

また、今回の届出に際しまして、北エリアについては基本的な配置の変更はございませんが、大型専門店西棟という名称に変更をさせていただいております。こちらも営業時間を集約して、棟全体で午前9時から午後9時の届出とさせていただきました。

続きまして、駐車場を利用することができる時間帯について。こちらも施設のリニューアルに伴いまして、一部利用時間の変更の届出を行っております。具体的には立体駐車場棟の駐車場について新設を行うに当たって、午前6時30分から午後10時30分。また、同様に南エリアで一体として運用いたします平面駐車場南につきましても、同時間帯としております。

続きまして、荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯について。こちらも今回新設をする2か所の荷さばき施設について時間の届出を行いました。⑦番、 ⑧番ともに、午前6時から午後9時での計画を予定しております。変更する理由につきましては、施設配置計画変更のためでございます。

続きまして、当該計画変更に伴いまして、店舗敷地周辺での発生する騒音の予測評価 に移らせていただきます。

概要といたしましては、今回新設をいたします立体駐車場棟およびSARAエントランス棟に附帯する空調機等の設備機器、またリニューアルに伴いまして再配置等を行いました駐車場に係る車両の走行音、これらについて環境変化の影響について予測を行った次第でございます。

予測地点と予測結果に移ります。予測地点につきましては、北エリアおよび南エリア で敷地周辺の各方面。 まず等価騒音につきましては、A地点からL地点。夜間の最大値につきましても、a 地点から1地点で予測を行っております。なお、等価騒音レベルにつきましては変更後、 また変更前におきましても昼間、夜間ともに基準をクリアする予測となっております。

なお、夜間の最大値についてですが、敷地の南エリアのうち南西側、アル・プラザ棟としております部分の西側の車路の走行音の影響により、最終保全対象側で基準を超過する予測となっております。こちらがJ地点としている部分でございまして、45デシベルの規制基準に対して50.3デシベルとなる見込みでございます。こちらは最終の保全対象側にて規制基準を上回る予測とはなっておりますが、現在の営業面において出口①番は、夜間9時半以降は閉鎖しておりますので、実際の影響は軽微であると考えております。

また、現時点において周辺の地域の方々から苦情等はいただいておりませんが、変更後におきましても、引き続き、苦情等をいただいた場合は誠意をもって対応させていただきます。

なお、今回別途お配りした参考資料の2枚目に、駐車場および出入口の閉鎖状況の写真を添付しております。駐車場の敷地、各出入口、また敷地内の建物内の駐車場の一部においても入口部分で閉鎖を行いまして、利用区画の制限、また夜間の制限等を行ってまいります。

私からの概要の説明は以上でございます。ありがとうございます。

○会長:はい、ありがとうございました。

それでは、質疑応答に移りたいと思いますけれども、エイスクエアに関する質問は、 すべてこの場でお願いできればと思います。

どなたからでも。

はい、どうぞ。

- ○委員:先ほどこの図の御説明がありましたエントランス棟、これを現在あるものを解体 して、2階建てに建て替えるというお話でございましたけれども、解体するときの騒音 の予測については御検討いただいたのでしょうか。
- ○設置者:解体時の騒音の予測ですか。
- ○委員:はい。解体というと、かなり大きな音がするものですから、迷惑をかけるという ことがしばしば起こっております。今回の場合は、それはいかがでしょうか。

- ○会長: それに関連してなんですけども、飲食棟はいつからいつまでが工事期間になりますか。
- ○設置者:飲食棟でございますか。
- ○会長:飲食棟というか、今建て替えしているところは、いつ着工して、いつごろ終わる かという。
- ○設置者:工事の方ですけども、4月度から着工しておりまして、8月末まで飲食棟、立 体駐車場棟の工事期間の予定になっております。
- ○会長:両方とも4月初めぐらいに始めて、8月末に終わると。
- ○設置者:はい。また、御質問いただきましたエントランス棟部分でございますね。駅前の方の飲食棟の解体は、今申し上げた2棟ができ上がりましてから、着手をする予定になっております。工事期間としましては9月からのスタートになります。8月末に新たな飲食棟ができ上がりまして、既存の飲食店等は移転をいただく予定になっておりますので、その後の解体の開始という予定になっております。

解体の方ですが、工期は調整をしております。おおむね9月、10月、11月の間で 解体が終了する予定になっておりまして、その後の新築棟の工事開始になります。現状、 これも未定ではございますが、5月末ごろの完成の予定をしております。

工事につきましては別途、工事会社の方から近隣説明会、工事説明会を実施しておりまして、今おっしゃっていただきましたような解体に係る部分、これは後半の工事になってまいります。全体の流れを御説明差し上げて、それからエントランス棟の解体を含めて工事の段取りの御説明をさせていただいていると、こういう状況でございます。工事説明会の方で、いわゆる工事中の段取りにつきましては御説明、御対応をさせていただいているというような現状がございます。

- ○委員:相当大きな音がするものですから、くれぐれも十分注意して、配慮してやっていただきますようにお願いいたします。
- ○設置者:はい、承知いたしました。
- ○委員: それから、もう一つよろしいですか。
- ○会長:はい、どうぞ。
- ○委員:屋外のBGMということですけれども、これは今まで特に住民の方から苦情とか ございませんでしたでしょうか。

- ○設置者:今のところ、そのようなお声は全くございません。あと、鳴らしているところ 自体が民家の近くではないということもございます。中央部とか、例えば敷地内の内側 に向かって音を出しておりますので、特にそのようなBGM的なところで苦情とか御意 見をいただいたことはございません。
- ○会長:はい。

よろしいですか。

はい、どうぞ。

- ○委員:工事中のことですけれど、結局、今現在は立体駐車場がまだできていなくて、平 面駐車場が大幅にカットされている状態かと思うのですけれど、車が入り切れないとか、 特に土日なんか渋滞が起きているとか、そういう現状はないのでしょうか。
- ○設置者:敷地内は広いので、車が入り切れないという状況はございません。もちろん利便性の高いところから埋まっておりまして、利便性の低い、少し建物から離れたところの駐車場はまだ余剰があるような状況です。

もちろん、商業施設でございますので、この工事に限らず、土曜日、日曜日等々の繁 忙期に関しましては、周辺渋滞というのは若干起こったりはしておりますのは否定でき ないことでございます。

○設置者:補足させていただきますと、もちろん今回の工事に際しまして、事前にまず既 存店舗の駐車場の利用実績というものを集積して、工事期間内における駐車場が充足す るのかという部分については、十分検証は進めさせていただいております。

最終、リニューアル後におきましては、既届と同じ2,953台を確保する計画として おりますが、既存店舗の実態で年間最繁忙日の実績値としては2,400台程度の需要が あるということに対して、工事期間内、駐車台数は変動するのですけれども、2,700 台以上は常時確保できるような形で計画を進めております。

- ○委員:工事期間中も、2,700台以上確保できるような状態ですか。
- ○設置者:はい。
- ○委員:分かりました。
- ○会長:よろしいですか。

他、ございませんでしょうか。

はい、どうぞ。

- ○委員:最初にいただいた資料の20ページから23ページの廃棄物の関係ですけれども、まずこれは全部店舗面積が根拠で算出されるのですが、教えていただきたいのは、20ページの廃棄物保管施設①は、アル・プラザの1階の床面積と一致しているので、これが根拠になって廃棄物保管施設①ということなのだろうと、これはそれでよろしいですか。
- ○設置者:はい。
- ○委員:次に、廃棄物保管施設②ですけれども、これは根拠となる店舗面積9.174平方メートルは、どれが相当しているのでしょうか。

これ以外にも同様のことがたくさんありまして、例えば同じく21ページの④番の施設、もうちょっと根拠になる面積の一致するところが分からないのと、⑤番もそうですし、あと、ちょっとまた違うのですが、22ページの⑥から⑧を一括されておりまして。

○設置者:届出資料の20ページから23ページですね。

すみません、こちらは必要な保管容量の算出に当たっては、今回については、各建物 の店舗面積から指針にのっとって必要な保管容量を算出しています。

まず廃棄物保管施設の⑥番から⑧番、22ページの記載の内容につきましては、店舗面積を5, 319平方メートルと記載しておりますが、これは変更後の北エリア、大型専門店西棟の店舗面積5, 319平方メートルを記載して、計算をしています。

- ○委員:これは一致していますね。
- ○設置者:ええ、一致しています。
- 〇委員:仮にそうだとしましたら、これは1階と区別で、ここが管理される⑥、⑦、⑧ですね。
- ○設置者:該当する物販として供用する面積に対応して、保管施設ごとに記載をしている のですが、他の施設で相違があるところについては、一部誤記の可能性があるかと思い ます。
- ○委員:このケースに関しましては誤記ではなくて、容量不足になるのです。実際には、 ここに書かれている計算は合っていまして、⑥から⑧は24.74立米が予測量ですけれ ども、これに対応する⑥、⑦、⑧の実際の容量を見ますと、17.4立米です。
- ○設置者:そうですね、はい。
- ○委員:ここを見ますと、これは不足なんです。

○設置者:こちらの検証については、別途24ページに記載をしております。項目としては、特別な事情による廃棄物等の排出量予測ということで、北エリアの施設、⑥番、⑦番、⑧番に該当する大型専門店西棟は、既存で営業している店舗でございます。今回の届出でも大型専門店西棟の小売面積は減少しております。

ですので、昨年度の排出量実績をもとに、現状どの程度排出量があるかというものを 算出して、それに対する現状の設置容量との比較を行いました。廃棄物保管施設の⑥番 が変更後で3.01立方メートル、⑦番が1.67立方メートル、⑧番が2.71立方メー トルということで、指針での先ほど御指摘いただきました必要な保管容量、排出予測量 が24.74立方メートルになるかと思いますが、足りるという根拠資料として添付をさ せていただいています。

- ○委員:それ以外にも、⑩番も根拠となる面積がよく分かりません。
- ○設置者:エントランス棟は1階部分だけではなくて、1階と2階部分の計画店舗面積の 合計から必要容量を算出しています。
- ○委員:先ほどの⑥から⑧も理解しました。ただ、届出書記載の根拠の面積がちょっとはっきりしないので、これが正しいかどうかは、私は言い切れないのです。
- ○設置者:廃棄物保管施設⑩番については、南エリアのSARAエントランス棟1階店舗面積と記載しています1,550平方メートルと、あとは同じく2階店舗面積としております1,468平方メートルを足し合わせて、3,018平方メートルで算出をしています。
- ○委員:もしよろしければ、その辺のところを明確に分かるようにまとめていただかないと、こちらも分からないです。
- ○会長: もし保管容量が結果的に足りなくなると、非常に問題ではあるのですけども。
- ○設置者:これは資料から明確に分からないという御指摘ですね。
- ○委員:そうですね。正式な資料なので、現実的には大丈夫かもしれないですけど、どれがどれに対応しているのか。
- ○設置者:この記載の店舗面積の内訳場所を明記させていただくような形で、参照先を含めて記載させていただく形でよろしいですか。
- ○会長:一応、念のためという話ですけれども、多分大丈夫だろうという気はします。例 えば、⑥から⑧については、7立米でいいところが17.4立米ある訳ですね。

- ○設置者:そうです。
- ○会長:だから、そういう意味では余裕があるのでしょうから、多分大丈夫なのかなという気はしますが、万一、足りなかった場合には、しっかり確保するというふうに、まずお約束をいただきたいと。

今回の資料について、どの面積と対応するのかという関係が分かりやすくなるように 資料を追加提出いただけませんか。

- ○設置者:はい、わかりました。
- ○会長:では、そこだけ確認して、よろしいでしょうか。 よろしいですかね。はい。

他は、ございませんでしょうか。 はい、どうぞ。

- ○委員:先ほど駐車場の台数は変更がないということで、減ったのがあって、あと増えた のがあるということだったのですけど、商業スペースは増えていないのですか。
- ○設置者:物販店舗面積は、届出不要な範囲内で一部変更をしております。
- ○委員:範囲内ということなので。というか、こういうふうに建て替えられるときという のは、そういう商業スペースを増やされるのかなと思ったので、それで駐車場の台数が 大丈夫なのかなと、ちょっと心配をしたのですけど。
- ○設置者:届出の書類の12ページに必要な駐車場の算出式を記載していまして、上段(1)にございます指針による必要駐車場台数の算出表の欄外に米書きを記載しておりますが、変更前の届出店舗面積5万5,089平方メートルに対して、変更後においては届出不要範囲である5万5,192平方メートルという変更です。

もちろん、今回のリニューアルに伴いまして、物販以外の区画、併設施設となる飲食店舗、サービス店舗での増床という部分は見込まれますが、この店舗面積5万5,000 平米に対して約5,000平方メートルの1割程度の割合になりますので、影響は少ないものと考えております。

○会長:はい。

よろしいですかね。

ただ、指針上は確かにそういう計算はしなくていいということにはなっていますが、 実際上、飲食店ができればお客さんが増えると、台数が増えるということもあり得ます よね。

ですから、その辺はきちんと注意深く対応してほしいと思います。

- ○設置者:承知しました。
- ○設置者:指針の台数に比べまして、エイスクエアはもともと台数的には2,953台というのがぎりぎりではなくて、余裕がございまして、今回も台数を保つという方針でやりました。先ほど併設施設による影響というのも県の方と事前協議をさせていただきましたときに、一旦開けてみないといけないのではないかということがございました。その分の余剰を見込んでいるというような現状でございます。
- ○委員:ここはいつも車がいっぱいですよね。なので、それで2,700台で計算上はオーケーですという感覚はなかなかないのです。何かもう少し、ここが空いていますよみたいな表示があちこちで見られるようになると、分かりやすいのかなというふうに思うのですけど。

これは立体駐車場なんかだと可能かなと思うのですけど、他の大きな商業施設は空いているところはランプがついているのですね。入ったときに、「ここが空いている」というのが見えるような形にしていただくと、あまり混雑しないのかなという気がするのですけど。

- ○会長:駐車場が空いていても、その案内が不親切なゆえに場内で渋滞したり、それが場 外に影響したりしている場合があるという御指摘ですかね。
- ○設置者:その設備的な誘導というところもあると思うのですが、今、実態としては、2,387台というのが過去1年間の実績に基づく最繁忙日の在庫ということで、ある程度 余裕があるとは考えています。ただ、そういった繁忙日においては、もちろん通常営業 のときにも一部、交通誘導員を配置するとか、あとはゲートを各出入口に設置していますので、繁忙時においてゲートは開けたままで、整理員が発券をしてスムーズな入庫を 促すとか、そういった対応を現状行っております。

それとあわせて、今御指摘いただいた内容に対応する形で、例えば、どちらの方面へ 進んでいただくというような具体的な誘導というのは、検討はできるのかなというふう に考えております。

- ○設置者:補足になりますけども、今度、立体駐車場棟が310台という形でかなり大きな割合を占めますので、そこに至るまでのすべての部分という訳にはいかないのですけども、ロータリーとかの大きな部分につきましては、満車であるとか、そういうような表示はする計画となっております。
- ○会長:ぜひ、その辺はよろしくお願いしたいと思います。

他、ございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、他に質問がないようでしたら、建物設置者の方には御退席いただければと 思います。

どうもありがとうございました。

○設置者:ありがとうございました。

(仮称) ドラッグコスモス豊郷店 (法第5条第1項 新設)

○会長: それでは、続きまして、(仮称)ドラッグコスモス豊郷店の建物設置者からの説明をお願いしたいと思います。

本日、お疲れさまです。

(仮称)ドラッグコスモス豊郷店の新設届出について、周辺地域の生活環境の影響と 配慮事項を中心に、10分程度で説明をお願いできればと思います。

○設置者:届出書の方の資料と立地審議会の資料と両方あるかと思いますが、届出書の方 の資料をもとに順次説明してまいりたいというふうに思っております。

まず、届出書の本編を御覧ください。事務局の方から概要を事前におおまかに説明いただいているかと思いますので、計画内容の部分については省略しながら説明をさせてもらいます。今回、建物も小売業者もコスモス薬品でございます。ドラッグストアでございまして、以前、湖南市で夏見店ということで一度審議会にかけさせていただいて、滋賀県1号店をオープンさせていただいているというお店でございます。

今回の場所は豊郷町の方でございまして、この本編の広域図に場所が入っているかと 思います。広域図で事務局の方からも説明があったかと思います。国道8号沿いでござ います。そこの場所、計画地の周辺状況は周辺見取図を御覧いただければと思います。 ちょっと図面右端に寄っていますけども、計画地と書いて斜線を入れている部分がござ いますけども、そこが計画地になっています。国道が東斜めに走っているところの西隣 の方に建物を建てたいと思っております。もともと工場とか事業所のあったところでご ざいまして、そこの土地をお借りすることになります。

ここにつきましては、用途地域の指定のない場所でございます。周辺は、北側といいますか、水色でペイントしているところが工場とか事業所になっています。計画地の下の部分につきましては、別の小売店舗さんが入っております。斜め南向かい側には、複合商業施設がある部分でございます。道路を挟んで向かい側は農地と事業所、その先には、黄色でペイントしていますものが、民家となってございます。こういうロケーションになってございます。

ここに建物をどう建てるかと言いますと、次のページに配置図兼平面図がございます。 国道を東側としますと、西の方に1階建てで建物を建てさせていただく。建物的には、 ほぼ長方形に近い形のお店でございます。斜線を入れている部分が売り場で、右の部分 のちょっと突出しているところで、三角の点を打っているところがございます。ここが 風除室で、ここからお客さんが入って、買い物をして、出ていく。お客様の建物出入口 はここ1か所でございます。

東側と南側の部分が駐車場になっています。駐車台数でございますけども、70台届 出して、確保させていただいております。図面で点点で表示させてございますのは従業 員用ということで、別途6台設けるということを考えております。必要駐車台数は当然 満たしておりまして、その計算などは届出書の中の資料に書いてございます。

出入口でございますけども、道路は南側に里道があって、西側に町道があるのですけども、国道側一面のみの出入口でございまして、敷地真ん中のところに駐車場の出入口を設けます。ここからお客さんの車が入って、出るということをさせていただきたいというふうに思っています。

ごみの保管庫でございますが、建物の上にバックヤードと書いて白く抜けている部分がございますけども、ここも建物でございまして、ごみ庫はバックヤードの中に設けたいというふうに思っております。ごみ庫の容積などは、この引き出し線の先の箱に数字が書いてございますけども、2か所設けて分別保管させていただきたいというふうに思っています。これも立地法の必要保管容量を満たすもので、それは届出書の資料をまた見ていただければと思います。

ドラッグコスモスの場合は、売っているものとしましては薬とか日用雑貨品、化粧品などございますけども、食品も一部取り扱っております。ただし、生鮮三品と呼ばれる魚とか肉とかいったものはございません。したがいまして、お惣菜とかもないので、加工されたものを売るということでございますので、段ボールが一番多くございます。生ごみについては、従業員の弁当殻とかが主になってくるかなというところでございます。

荷さばき施設は、そのバックヤードの前にカーキ色でペイントしているところ、ここを荷さばき施設とさせていただきたいというふうに思っています。ここで荷物を下ろして、中に入れるということを考えております。来店車両でございますけども、交通の方の資料につきましては、配置図から2枚ぐらいめくっていただきますと、広域の方面別の案内図が入ってございます。こちらを御覧ください。これは、計画地を中心とした2キロの圏域を切って各ブロックに分けて世帯数を調べて、その世帯数の多い、少ないで比率を出しているというものでございます。

もう1枚めくっていただくと、今度は狭域の図面、もうちょっと近場の図面が出てきまして、今回、国道沿いに出入口を設けますので、国道の出入口の案内については、左折イン、左折アウトで案内しなさいと交通管理者から言われております。したがいまして、迂回をしていただくことになります。図面の中に二重丸を振っている部分がございますが、地点2と書いている部分、北の方から来た車については、こちらで一旦西側に迂回していただいて、国道の南の方に丸を振ってございますけども、そちらの方へ回っていただいて、左折インしていただくというような誘導経路を考えている次第でございます。

今回、こちらに来る車の台数でございますけども、この図面の右の下のところに、日台数と時間台数が載ってございます。これも立地法の指針で出した数字でございます。時間当たりですと、ピーク103台、約100台が来るんじゃないかということになります。その車の台数を、先ほどの案内に従って、2か所の交通量予測交差点で交通量をオンして、需要率の計算、混雑の計算などをしております。それにつきましては、届出書の前の方になりますけども、5ページに需要率と交通容量比という表がございます。こちらを御覧いただければと思います。5ページに記載しているものは、平日の1番地点、休日の1番地点でございます。6ページに記載しているものは、2番地点、北側の

交差点のものでございます。需要率は0.9、交通容量比は1を下回っているということで、届出の方をさせていただいたという次第でございます。

案内の経路につきましては、オープン時のチラシに案内経路を掲載しまして、お客様 に周知をしていただきたいというふうに思っておる次第でございます。あと、配置図に も記載しておりますけども、右折入出庫の禁止の看板なども計画地の中に立てたいと考 えている次第でございます。

以上が交通です。

最後に、騒音についてお話をさせていただきます。届出書の図面の一番後ろに発生源位置図が入ってございます。配置図の上に音源を落としたものがございます。それに荷さばきの車の音などや廃棄物収集車両の音といったものもございますが、室外機の置場というのが、この図面で分かるかと思います。図面の左上のところ、こちら側に室外機を、キュービクルもそうですけども、配置したいと考えている次第でございます。予測のポイントにつきましては、A、B、C、D、Eと赤く丸を振っている部分がございまして、こちらで予測をさせていただいております。

予測の結果につきましては、また届出書の本編の中を見てもらうことになるのですけども、9ページに等価騒音レベルの予測結果ということで、表が入ってございます。これは等価騒音レベルの昼間と夜間の予測結果でございます。B地点だけ、環境基準を超えているものがございます。どこが超えているかと言いますと、先ほどありました北側につきましては、若干超えるということになります。これは何の影響かと言いますと、冷凍用室外機とキュービクルがございます。これらは24時間稼働しますので、そのところで基準が超えるということになります。

じゃ、それでいいのかという話になるのですが、この隣は現在、空き地になってございます。一番近い民家まで行きますと、基準を超えないということで計算をしております。 夜間の最大値についても、先ほどの本編9ページの次に10ページに結果の表を入れてございます。 それを見ていただきますと、これも基準を超えているところがございます。

その説明をさせていただきますと、今回、コスモス薬品の営業時間の届出が朝の10時から夜の10時で届けておりまして、10時30分までの駐車場の利用時間帯ということにしています。こういったお客さんの車が10時以降に帰っていくと、ここでも超

えるというような基準を超える部分がございます。騒音の最大値で超えます。ただ、こちらも一番近い民家に行きますと基準を超えないということでございまして、住環境への影響は軽微ではないかということで、届出の方をさせていただいたという次第でございます。もし、こういったところに今後住居などが立地した場合には、騒音の対策というものを検討していきたいと思っています。

コスモス薬品というのは、通常の営業時間は朝の10時から夜の9時まででございまして、恐らく9時半までには駐車場も閉鎖してしまいますので、通常営業の場合は迷惑をかけないのかなというふうには思っています。じゃ、10時まで営業するときはいつなんだということになるのですが、これはオープン時とか消費税の増税前とか、そういった特別なときにお客さんがなかなか帰らなかった場合は、9時半ぐらいまで開いているということで、届出の方は10時までさせていただいておりますけども、通常コスモス薬品はほぼ全店が9時までの営業になっておりますので、通常営業では御迷惑をかけないのかなというふうに考えている次第でございます。何とぞよろしくお願いします。

あと、別途で配らせていただいた立面図はカラーの方の立面図でございまして、届出書の方は白黒の立面図でしたけども、意匠の方が決まりましたので、そういった色味になるということです。白がベースで、ピンクがアクセントというようなものになってございます。

最後に、造成工事が先週から始まっております。年内のオープンを目指して工事を進めるところでございます。

以上、長くなりましたけども、説明を終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

○会長:はい、ありがとうございました。

それでは、質疑応答に入りたいと思いますけども、(仮称)ドラッグコスモス豊郷店 に関する質問は、すべてこの場でお願いしたいと思います。

いかがでしょうか。

はい、どうぞ。

○委員:最後の方におっしゃってくださいましたけれども、B地点について、現在は何もないということですけども、将来、住宅ができるようなことがありましたら、ぜひ遮音壁を建てるとかという対策をお願いしたいということ。

それから、なぜ22時なのかなと思っていたのです。

- ○設置者:通常は21時までです。
- ○委員:21時ですか。駐車場は21時30分になると思いますが、通常じゃないときというのは、ちゃんと周辺の方に周知はされるのでしょうか。22時までオープンして、 駐車場は22時30分と。この30分のために、こんなに多くの場所でオーバーしてしまっている訳ですよね。

だから、そういうのは通常の状態だったら問題ない訳ですので、通常でないという状況がどの程度あるのか。そして、それはちゃんと周辺の方に周知されるのか、その辺のところをちょっと、お考えをお教えください。

○設置者:はい。通常営業が9時までで、消費税増税前とかで10時ごろです。すみません、周知は考えてなくて、以前5%から8%に上がった消費税のときも、ドラッグコスモスさんだけじゃなかったのですけども、お客さんが3月30日とか31日にたくさん来られて、なかなか帰られなかって、それを強引に帰すことができなくて、それは違法じゃないかということも、他県ですけども、言われたこともございまして、今こういうふうな時間設定をとらせていただいております。

だから、今日は10時まで開いていますよというような営業をしようというふうには 思ってなくて、ずるずると人がなかなか帰らないときも、周知とか事前にお話しするこ とはあまりないかもしれません。

○設置者:消費増税とかというのは、本当にいつあるかも分からないような話で、私どもも想定はしているのですけど、お客様を、じゃ、9時になりましたから、がしゃんと閉める訳にもいかないものですから、場合によっては店頭告知等で、明日は駆け込み需要が予想されますから、10時まで営業しますよとか、そのぐらいの告知しかできないと思っているのです。

そういったところで、あるかどうか分かりませんけれども、対応していこうかなというふうに思いますし、その消費税増税の駆け込み需要というのも過去何回かしかない訳で、その状況を見ながら臨機応変に対応していきたいなというふうには思います。

○委員:過去の例だと、その日は一日だけだったのですか。それとも、その前何日間かというような状態だったのですか。

○設置者:皆様の御記憶にあるかと思いますけど、スーパーさんとか小売業各社は一日だけではなくて、4月1日から上がりますよという場合であれば、その前2週間ぐらいですね。それは相当な混雑があったというふうに記憶をしております。

その場合には、例えば警備員を設置して誘導に努めるとか、そういったこともさせていただきましたし、お客様が帰らなければ、それについては、明日二日間だけ営業時間は延長しますよとか、そういうアナウンスはさせていただきました。

- ○委員:この書類上では22時になっちゃう訳ですけれども、本当にそういう機会という のはめったにないことだと。
- ○設置者:ただ、それでずるずると9時20分ごろまでお客さんがいて閉めると、滋賀県ではないかもしれませんけど、実は他県では、それは9時までしか届けていなかったら違法じゃないかなというような議論があって、それで違法だと言われると困るので、届出はさせてもらっています。
- ○委員:はい、分かりました。
- ○委員:よろしいでしょうか。
- ○会長:はい、どうぞ。
- ○委員:そうしましたら、日常的には例えば9時まで営業というときで、9時ぐらいになったら、「閉店します」というようなアナウンスはしておられるのですか。
- ○設置者:広告にも9時と書いています。
- ○設置者:店内アナウンスも流れます。「蛍の光」とか「そろそろもう営業時間が終了いたしますよ」という、そういう放送が全店統一で入っております。
- ○設置者:今日お配りしたこの図面は見にくい場所にあるのですけど、この上の東側立面 図と書いたところに、コスモスと書いたピンクの風除室の横のところに、実はここには 営業時間が書いてあるのですよ。閉店時刻は通常は21時で、見づらいのですけど、1 0時から21時と建物壁面にも書いています。
- ○委員:はい、分かりました。
- ○会長:はい、どうぞ。
- ○委員: すみません。

左折インで、左折アウトのために迂回路を回ってもらうようにしますということですけれど、隣接する小売店舗も、同じような出入りになっているのですか。

- ○設置者:隣接の店舗のところは、大店立地法がかかってないかもしれませんけども、そ ういった看板とかは上がってないです。
- ○委員:ということは、右折イン、右折アウトもあるということですか。
- ○設置者:はい。していると思います。
- ○委員:そうすると、なかなか徹底が難しいのではないかなと思うのですが、そのあたり は何か対策を考えられているのでしょうか。
- ○設置者:先ほどの説明の中でも言いましたけども、看板を設置するとか、路面に左折の 矢印をするとか、そういったこちらのお願いといいますか、注意喚起ということになっ てくると思います。あとは、チラシに迂回の案内経路を入れるとか、そういったものを 店内に張るとか、そういったことにはなります。
- ○委員:その隣接店舗が御存じかどうか分からないですが、できてから何年ぐらいか分からないですか。その右折イン、右折アウトで何かしら支障があって、今回、貴社が開店されるときに、その左折イン、左折アウトにというような指摘があったのかなと思ったのですけども。
- ○設置者:警察協議のときに、単独店で、ドラッグストアなので交通量もさほど多くないというのは分かるので、当初は入っちゃうのはやむを得ないかなというような話もあったのです。隣接店舗さんは立地法に多分かかってないと思うのですけど、北側にあるショッピングセンターとか、南東側の斜め向かいにある複合商業施設さんとか、そのあたりの施設については、ちょっと規模が違うのですけど、右折は不可としたのに、ここだけいいよというのはないということでした。

今はコスモス薬品さんですけども、立地法の指針の計算式の、別に平日・休日比もなしでピークを出していますけど、恐らくそれだけ通常は見込めないと思うので、右折で入っても、警察とか交通管理者さんは、ここはあまり問題ないかなと思っている所もあるようですけど、結果として右折は不可と指導いただいております。

- ○委員:実態としては、それほど支障はないであろうけれど、ドラッグストアさんとして は、その左折イン、左折アウトでお客様に入っていただくように周知をしたいというこ とですか。
- ○設置者:そうです。届出書に付けている交通報告書の中に、左折イン、左折アウトの案 内の予測の結果を載せています。飽和度計算表という資料が後ろに付いているのですけ

ど、そこでは交差点の交通需要率を計算したものを載せています。これは迂回したものを記載していますけど、しかし、参考に、真っ直ぐそのまま来た場合の需要率の予測をしたものをさらに後ろに付けてございます。当然、発生台数自体が少ないので、そんなに大きく変わらないのですけども、それでも基準を超えないということです。

あと、資料には付けてないですけど、右折で入った場合の無信号の計算もしています。 それでいくと、1時間に500台ぐらい曲がれるという計算になるのですけど、実際は40台弱ぐらいがピークで右折する予測ということで、その差もかなりあるので、だから、大渋滞を招いて御迷惑をかけることはないのかなというところは、一応真っ直ぐ来たときの検証はしています。

○委員:はい、分かりました。

○会長:よろしいですか。

他に、ございませんか。

はい、どうぞ。

○委員:今日、この立面図を出していただいたのですけど、湖南市の夏見店と、またちょっと違いますか。

○設置者:夏見店とちょっと違います。

いろいろ御指導いただいて、夏見店は結構ピンクがベースになっていたと思うのです けど、今回は白がベースで、ピンクがアクセントになっていると。

○会長:他は、ございませんでしょうか。

これは左折イン、左折アウトが原則で、なかなか難しいにしても、右折イン、右折アウトがあるとすると、やっぱり交通事故の危険性は増しますので、その辺は交通整理員を必要に応じて配置をお願いしたいと思います。

○設置者:はい、分かりました。

○会長:他は、ございませんでしょうか。

他に質問がないようでしたら、建物設置者の方には御退席いただければと思います。 どうもありがとうございました。

○設置者:どうもありがとうございました。

○会長: それでは、審議に入っていきたいと思います。

まず、(仮称) ラ・ムー守山店の届出内容について御審議いただければと思いますが、いかがでしょうか。

夜間最大値をオーバーするところは、ちょっと問題。

それから、来退店車両の誘導等の問題もあるかもしれないし、通学路等の問題もあったと思いますし、住民の方が十分納得できておられないところもあったということ。

それから、24時間営業ということが心配だという、この辺が指摘されました。あと、 廃棄物の計算がちょっとおかしいんじゃないかというところもありましたので、ここは、 追加資料を後日いただくぐらいにしておきましょうか。

- ○事務局:はい。申し訳ございません。
- ○会長:まず、意見はなしということで、よろしいでしょうか。 はい。

付帯意見として、今申し上げたようなところを入れるという感じでいかがでしょうか。 それ以外にも、はい。

○委員:ちょっとお聴きしていいですか。

今回、ここのところで遮音壁をつくりますというのが幾つもありましたよね。それの 最終確認はどこでされるのですか。それがちゃんとできているかどうかみたいなこと。

- ○会長:必要に応じて、事務局の方で確認して、この審議会で報告いただくということは あり得ますけども、今までは事務局の方にお任せしてしまっているパターンが多かった と思います。
- ○委員:今回、地域住民の方の意見というのが何かすごくたくさん出ているなと思ったので、最終確認がちょっとどうなるかなと思ったのですけど。
- ○会長:本当に遮音壁ができているかどうかを確認したいというお話でしたけれども、それは事業者が届出に記載し、また、今回も言っているのだから間違いないとか、あと事務局の方で確認していただいているのだろうということで、特にこれまで審議会では報告を求めていないですが、必要があれば、そういう報告も。
- ○委員:そこまでの権限が、ここにあるのかどうか分からないですけど。
- ○委員:先ほど、多分遮音壁のことも含めてだと思うのですけど、実態調査をしてもらってというようなことを会長の方から言われていて、それに応じますというお話だったの

で、調査された結果を、また事務局が報告を受けられるということでよろしいんじゃないですか。

○会長:実態調査とか、その後どういうふうになっているかということを、この審議会で、 ちゃんと調べて報告してくださいというふうに言った場合には、事務局の方から次回以 降の審議会で報告をいただいています。

今の遮音壁についてまで確認して報告しろというのは、あまりこれまでやったことはないということですが、やった方がいいということであれば、お願いします。どうですか。そこまではやらなくてもいいんじゃないかという気がするのですけども。

よろしいですか。

- ○委員:継続的に住民との話し合いをしていきますということもおっしゃっていたので、 その遮音壁を例えば写真を撮ってくるとか、そういうことではなくて、こんなふうな状態で住民さんとは交渉を続けていますというような、別に一般的な報告でもいいのかな と思うのです。
- ○会長:ここについては地元の方も納得されていない人もいるということですので、実態調査の件も含めて、どんなふうになったかということを、また県の方から報告をいただくことにしましょうか。

じゃ、それも前提としまして、付帯意見を、先ほど申し上げたようなことを付けるということで、他に何かございますか。

なければ、付帯意見の案を申し上げますので、御検討ください。

まず、1点目ですけども、「騒音の夜間最大値が基準値を超過する地点のあることから、アイドリングストップや場内徐行運転の励行などの対策を講じるとともに、開店後、近隣住民から聞取等を行い、苦情や意見が出た場合には誠意をもって対応、協議し、早急に適切な対策を講じられたい。」

2点目として、「円滑かつ安全な交通の確保および周辺道路の交通ならびに通行車両による住宅地域への影響を緩和する適切な誘導計画を実施するため、新規開店時をはじめ繁忙時においては、交通整理員の適切な人員の配置およびチラシによる周知など来退店車両誘導の徹底、その他の適切な方法により十分な交通対策を講じること。」ということで、この辺もいろいろと心配されますので、こういった文言を入れてはどうかということです。

また、通学路の問題がありましたので、「特に児童・生徒をはじめとした通学路等を通行する者への安全配慮、来退店車両の生活道路への進入防止等のため、通学路や生活道路等を通行して来退店する車両がないか、適切な位置で実態調査を行い、このような車両が見られる場合は適切な位置での経路誘導看板の設置や交通整理員の常時配置等、通学路等を通行する者への安全確保対策および車両誘導の実効性の確保対策を講じること。」と、ちょっと長いですけども、実態調査もちゃんとやりましょうということで、そういった文言を入れるということで、いかがでしょうか。

3点目で、24時間関係ですけども、「24時間営業を行うことから、店舗に青少年がい集することのないよう店舗の巡回や呼びかけ等の対策を実施されたい。」というような文言を入れると。

以上、付帯意見として付けるということで、いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。何か文言が足りないぞというのがあれば、御指摘いただいても いいのですが、よろしいでしょうか。

はい。付帯意見は以上にしまして、ただ、廃棄物の計算については、もう一度事業者の方から計算し直した資料を事務局に提出いただいて、それをまた皆さんで確認いただくというようなことをしたいと思いますので、よろしくお願いします。

それから、次のエイスクエアの届出内容について御審議いただければと思います。

まず、御意見、ございませんでしょうか。ここも騒音が夜間最大値を超過する地点があります。それから、事業者の方が大丈夫だというふうに説明をしていましたけれども、やっぱり飲食棟とか新たなものが建ったりすると、予想以上にお客さんが来たりとかということもあるでしょうし、今現在でも何か案内が不十分なこともあってか、駐車場が、足りなくはないのでしょうけど、混雑した感じもあるという御意見もありましたので、工事期間中の問題もちょっと付帯意見が考えられます。

それから、広い駐車場ですので、利用時間以外は閉鎖するということも大事かなとい うことが心配されます。

ということで、まず意見としては、意見なしでよろしいでしょうか。はい。

付帯意見として、今申し上げたような3点くらいかなと思いますが、他に何かもうちょっと追加すべきものがあれば。

よろしいでしょうか。はい。

そしたら、3点の案を申し上げます。

- ○委員:すみません。廃棄物保管庫の容量の計算を何かおっしゃっていたと思うのですが。
- ○会長: そうですね。

廃棄物のことも面積との対応が不十分なので、これについて事業者さんとは一応約束 しましたので、追加資料を出してもらって、また皆さんに確認いただくというふうにさ せていただきたいと思います。多分、廃棄物の容量は足りていると思われるので、足り てなければ、事業者さんに至急確保してほしいということも一応約束したつもりですが、 足らなくなると、これは意見を付けなければいけなくなります。

ということで、とりあえず、廃棄物については十分確保されているという前提で案を 考えていきたいと思います。もし万一足りなければ、意見を付けることになると思いま す。よろしいですね。

まず、付帯意見ですけども、「騒音の夜間最大値が基準値を超過する地点があることから、近隣住民から騒音をはじめとする苦情や意見が出た場合には誠意をもって対応、協議し、必要に応じて適切な対策を講じられたい。」と。

それから、2つ目として、「工事期間中における駐車台数は大規模小売店舗を設置する者が配慮するべき事項に関する指針の基準を下回る駐車台数になることから、駐車場の収容台数に不足が想定される場合または不足が生じた場合には、指針の必要台数に準拠し、速やかに臨時駐車場等を確保されたい。」というふうに、駐車場の問題を指摘するということです。

3番目として、広い駐車場ですので、「各出入口および駐車場区画については、利用 時間以外は確実に閉鎖すること。」というふうに、付帯意見を付けたいと思います。

廃棄物の問題がないとした場合は、こういう付帯意見を3つ付けるということで、よ ろしいでしょうか。

- ○委員: すみません。工事期間中の騒音の方については、今の中に入っておりましたでしょうか。
- ○会長:入れていません。

○委員:この解体工事があるというのは、対象にならないのかもしれませんけれども、工 事期間中の騒音についても配慮することというぐらいあってもいいのかなと思いますが、 いかがでしょうか。

そういうのは入れないものですか。

- ○会長:私もよく分からないですが、新築工事のときでもやっぱり騒音は発生しているは ずです。
- ○委員:建築するときの工事と、開店するときの音というのはかなり差があるのですね。
- ○会長:新築でも、例えば基礎打ちとかすれば相当の騒音が出るような気がしますけども、 それの騒音については多分また別扱いにこれまでしているような気がするのです。新築 時の騒音については、この審議会で審議した記憶がないので、現場を見にいくと杭打ち をしている真っ最中だったりして、結構騒音が出たりしているときは現地調査では見受 けられるけど、それはそれで別の対応策をやっているんじゃないでしょうか。
- ○委員:実際問題、どういうふうに対策をするのでしょう。
- ○委員:防音壁までもいかないのですけれども、防音シートを用いてするとか、大体そう いう対応をしていらっしゃると思います。
- ○委員:多分これは、営業開始後の騒音についての基準ですよね。
- ○委員: ええ。ですので、苦情があれば、ちゃんと対応してくださいというぐらいで、別にいつとか書かないでというのでも、それで含むということで考えていいかと思います。
- ○会長:工事騒音については、これまで扱った記憶はないし、この審議会の対象かどうかもちょっと、私としては分からないのです。
- ○事務局:営業開始に伴う騒音予測については審議しているところですが、例えば工事期間中の騒音の問題でしたら、建物を建築するに当たっては開発の届出や建築関連の手続とかが必要になってきますので、そちらの方で、例えば防音シートを付けるとか意見が付いたり、また、開発の方でも要領で地元説明会がございますので、工事期間中の対応というのは一定可能とは考えてはおります。
- ○委員:分かりました。それで結構です。
- ○会長:土日は工事しないとか、昼間の何時から何時までにするとか、杭打ちをする場合はこの時間帯だけにするとか、そういう細かいことを多分、別の手続で検討されていると思われます。

以上、騒音と工事期間中の話と、駐車場の閉鎖の話ですね。3点、付帯意見ということでよろしいでしょうか。

はい、ありがとうございます。

また、繰り返しですけども、廃棄物については追加資料を出していただいて確認したいと思います。

それでは、3番目のドラッグコスモス豊郷店ですね。ここは田んぼの中にありますが、 ここも夜間最大値が超えているところですね。それから、中央分離帯がない場所で、ちょっと出入りのところが心配されるという、2点だったかと思います。

他に何かございますでしょうか。はい。

ということであれば、まず、「意見はなし」ということでよろしいでしょうか。はい。 付帯意見としまして、2点。

1点目が「騒音の夜間最大値が基準値を超過する地点があることから、近隣住民から 騒音をはじめとする苦情・意見が出た場合には誠意をもって対応・協議し、必要に応じ て適切な対策を講じられたい。」ということで、いかがでしょうか。

それから、2点目で、「出入口に面する道路は片側1車線であり、中央分離帯等が設置されていない道路のため、交通整理員の配置、経路誘導看板の設置、路面標示を行うなど来退店車両誘導の徹底およびその他の適切な方法により、出入口の入出庫方向の実効性の確保対策および十分な交通安全対策を講じられたい。」というようなことを付帯意見として付けるということで、いかがでしょうか。

はい。以上ですべての審議案件を終えました。

それでは、今、審議しました結果を滋賀県大規模小売店舗立地審議会運営規程第7条 第1項に基づき、廃棄物に関する追加資料を確認した上で知事へ答申したいと思います ので、よろしくお願いします。

なお、知事への答申案文につきましては、先ほど読み上げたとおりですけども、後日、 改めて皆様に御覧いただいた上で答申するということで、よろしいでしょうか。

はい。

その他、事務局から報告事項があれば、お願いしたいと思います。

#### 3. その他

○事務局:まず、報告事項といたしまして、滋賀県大規模小売店舗立地審議会運営規程第 6条に基づきます議決を経ない報告案件が1件ございますので、御説明させていただき ます。

本日お配りした概要資料の42ページからの資料を御覧ください。今回、報告事項といたします近江八幡サウスモールの概要でございます。届出につきましては、平成27年11月13日に届出されておりまして、変更内容につきましては、敷地内の小売店舗の一つでありますドラッグストアの閉店時間を19時から21時に、2時間延長するものでございます。

変更概要を御覧ください。こちらに時間を記載しておりますが、現状においてドラッグストアの入るA棟につきましては、既に21時まで営業している別の店舗がございます。また、営業時間の延長に伴う騒音予測の結果につきましては概要資料の43ページに記載させていただいておりますが、AからF地点全予測地点において等価騒音と夜間最大値ともに基準値以下となっております。

こちらの案件につきましては、概要資料の最後のページの議決を経ない報告案件の判断基準の⑦に該当いたしますので、騒音が御専門の委員に御確認いただいた上で、会長と協議させていただきまして、今回、報告事項とさせていただいております。

しかしながら、今回、騒音の予測結果につきましては、基準値に近い地点も存在していることもありますので、付帯意見として「今後、住民から騒音をはじめとする苦情や意見が出た場合には誠意をもって対応・協議し、適切な対策を講じられたい。」という文言を付けさせていただきたいと思っております。

審議会で議決を経ない案件につきましては、以上でございます。

次に、報告事項の2点目、今後の事務処理に関して報告させていただきます。

現在、審議会後においては議事内容の確認ということで、「議事概要」という形で皆 さんに送付させていただき、ホームページでも公開させていただいているところですけ れども、前回の審議会後に委員より、ホームページ等で公表されているものは、どちら かというと、審議会の内容を事細かに記録したものであって、事務局でまとめられた、 いわゆる言葉的な問題もありますが概要と呼べるものではないと御指摘いただきました。 こちらに関しましては、事務局にて検討いたしましたところ、建物設置者の配慮事項等の発言を事細かに記載しておくことは、例えば、今回でありましたら傍聴人はいませんけれども、議事内容が気になるという方もおられるかもしれません。事細かに記載していく方が今後、審議会の発言が一つの抑止力にもなりますし、どのような形で議事が進んだのかというのを確認できます。また、審議会の運営規程を確認いたしますと、第9条の方には「議事録を作成する」とありまして、決して概要を作成するというふうには記載されておりません。

これらのことから、今後、言葉の使い方の問題もありますが「議事録」として運用させていただき、ホームページには本審議会後、現在のところは「議事概要」と表記させていただいておりますので、議事録として随時修正させていただきたいと思っております。

また、審議会後の議事内容の確認方法につきまして、氏名等を削除した形で送付させていただいたところですけれども、確認しにくいというところもございますので、今後の内容確認のお願いの際には名称等を残す形で送付させていただきまして、ホームページ掲載時には削除しますというような形で対応させていただきたいと思っております。

なお、ホームページ掲載時につきましては、事務局の方で責任校正という形でさせて いただきたいと思いますので、こちらに関しましては御了承いただければと思っており ます。

報告案件については、以上でございます。

○会長:はい。

ただいまの事務局の報告に、質問とか御意見はございませんでしょうか。

確かに議事録の方が、やっぱりこの審議会の趣旨から言ってもいいと思います。きちんと事業者さんの生の声が入っている方が、よりいいと思います。

よろしいでしょうか。はい。

それでは、次をお願いします。

○事務局: 次に、連絡といたしまして、次回審議会の審議予定案件の御説明をいたします。 本日お配りした概要資料の46ページからの資料№6を御覧ください。次回審議会の審議案件については、予定といたしまして変更が3件、新設が2件の計5件となっております。 まず、46ページの一番左になりますが、大津市衣川の国道161号沿いで営業中の アヤハディオ堅田店の変更届出でございます。こちらは店舗面積の増床、駐車場の位置、 収容台数の変更などが変更届出となっております。

次に、46ページの真ん中になりまして、彦根市松原町で営業中のフレスポ彦根でございます。こちらの店舗につきましては、複合の商業施設となっておりますが、施設内の1店舗が小売業者の入替により、24時間営業のスーパーが入店したことによりまして、営業時間の変更届出がされております。

3件目が、東近江市の宮荘町で営業中のJoshin 東近江店でございます。こちらは平成26年に敷地内の駐車場の一画を廃止する形で飲食店舗がオープンしたところですけれども、大規模小売店舗立地法の届出がされていなかった未届の案件になりまして、今回、届出遅延という形になりますが、受理させていただいております。

4件目が、47ページになりまして、彦根市の川瀬馬場町で営業予定のスーパーセンタートライアル彦根川瀬馬場店でございます。こちらは新設の案件になりまして、設置者は福岡県に本社を置く株式会社トライアルカンパニーでございます。食料品等を扱います総合スーパーとなっております。

最後に、長浜市の平方町で営業予定の(仮称)平和堂長浜南店でございます。こちらも新設の案件になりまして、設置者は株式会社平和堂となっております。食料品等を扱いますスーパーとなっております。

以上、5件、いずれも審議案件となっておりますので、次回審議会において御審議い ただきたいと思っております。

以上で、次回審議予定案件の説明を終わらせていただきます。

次回審議会につきましては、9月の中旬ごろを予定しておりますので、後日、また日 程調整をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○会長:はい、ありがとうございました。

よろしいでしょうか。はい。

それでは、ちょっと時間をオーバーして申し訳なかったですけども、これで本日の会議を閉会といたします。

## 4. 閉会

○中小企業支援課:本日は、長時間にわたりまして御審議を賜りまして、まことにありが とうございました。

今後とも、よろしくお願いします。

[午後 0時05分 閉会]